

Web 会議システムの利用について

令和3年4月9日
大阪府薬事審議会

(Web会議システムの利用)

会長が必要と認めるとき、会長を含む委員はWeb会議システム（映像や音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

(出席の取扱い)

Web会議システムによる「出席」は、大阪府薬事審議会規則第5条第2項に規定する「出席」に含めるものとする。

(退席の取扱い)

Web会議システムの利用において、映像又は音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、その時から退席したものとみなす。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(各部会での運用)

大阪府薬事審議会部会設置規程で定める各部会における運用も同様とする。

(会議の公開)

Web会議システムを利用した開催を行う場合であっても、非公開とする事項を除き、大阪府情報公開条例第33条及び会議の公開に関する指針に基づく対応を諮ること。

(その他)

なお、大阪府附属機関条例に関する規則等において、別途運用が規定された場合には、その定めに沿うこととする。

《参考》

大阪府薬事審議会規則（抄）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。